

千葉市告示第216号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定する。

平成26年3月20日

千葉市長 熊谷俊人

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
4	千葉市緑区平川町1020番1 (株式会社千葉福祉建設公社旧産業廃棄物中間処理場)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）第13条の2第3号ロの規定により定められる廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）第12条の3第3号